

第3期 朝日町子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和7年3月
朝日町

1 計画策定の背景と趣旨

平成 24（2012）年、待機児童問題の解消や子育て世帯の孤立等を防ぐため、「子ども・子育て関連 3 法」を制定しました。これにより、制度や財源が一元化され、幼児教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充、家庭における養育支援等が進められるとともに、市区町村に対し、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

さらに、令和 5（2023）年 4 月には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行され、同年 12 月には、「こども基本法」に基づき、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

本町においては、令和 2（2020）年 3 月に、「第 2 期朝日町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの最善の利益が尊重される社会の実現を目指して取組を進めてきました。令和 6（2024）年度をもって第 2 期計画の計画期間が終了となることから、本町の子ども・子育て支援のさらなる充実を目指していく計画として「第 3 期朝日町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

本町の最上位計画である「第 6 次朝日町総合計画」や「朝日町人口ビジョン」・「第 2 期朝日町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「かがやくあさひ 第 2 次男女共同参画基本計画」、「朝日町障害者計画（第 5 期）障害福祉計画（第 7 期）障害児福祉計画（第 3 期）」等の関連計画と整合性を図りながら策定しました。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。なお、社会情勢の変化や町民からの要望により、必要に応じて見直しを行います。

令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
		第 3 期朝日町子ども・子育て支援事業計画				
第 2 期朝日町子ども・子育て支援事業計画						

4 基本理念

本計画においては、「あかるい未来を みんなで育てる 子どもの笑顔輝くまち あさひ」を基本理念に掲げ、家庭、地域、事業所、関係団体・関係機関、行政等が互いの役割を果たしながら、地域の宝である子どもたちの利益が最大限に尊重されるよう、子どもの成長や発達に応じた支援及び整備を行い、その成長を見守り支えることで、安心して子育てに取り組み、子どもたちが心も体も元気に成長できる環境の実現を目指します。



5 基本目標

基本理念「あかるい未来を みんなで育てる 子どもの笑顔輝くまち あさひ」の実現に向けて、次の3つの基本目標を柱として施策を展開します。

基本目標1 地域で子育てを支える環境づくり

本町は自然が豊かで歴史や伝統があるまちであり、地域で声を掛け合い、見守り支えあうまちでもあります。地域のさまざまな人が子育てに関心を持ち、子育て支援に関わる多様な機関・団体が連携を図ることによって、地域ぐるみの子育て支援を推進します。

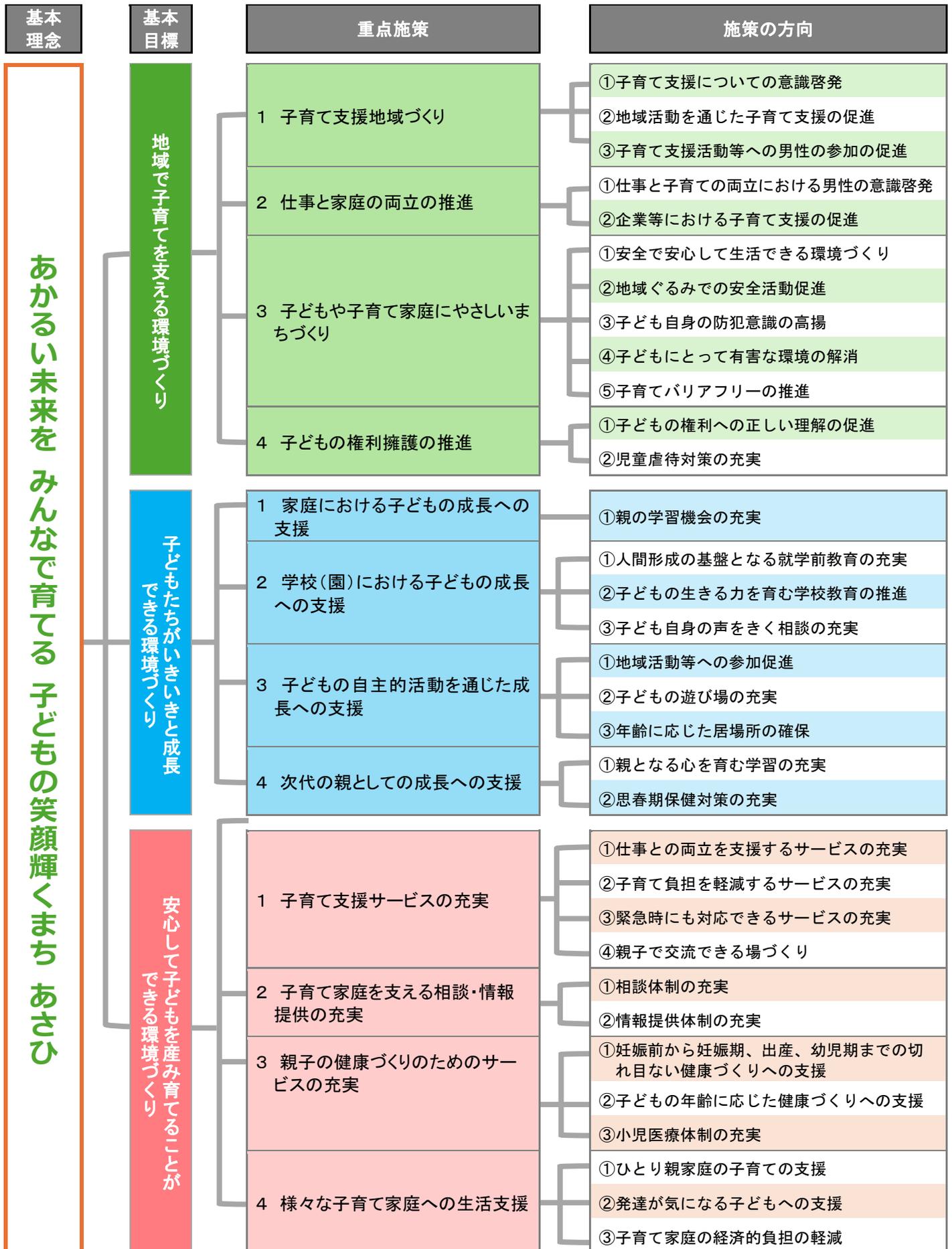
基本目標2 子どもたちがいきいきと成長できる環境づくり

本町の子どもたちが就学前からの切れ目ない質の高い教育や保育を受けることのできる環境づくりを進めるとともに、本町の豊かな自然や地域の人々とのふれあいを通じて、生命の尊さや互いを思いやることの大切さを学ぶことができる環境づくりを進めます。

基本目標3 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

子どもと子育て中の保護者が安心して日常生活を送れるよう、また、子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるように、安全に暮らせる生活環境の整備を推進します。また、障がいのある子どもや、ひとり親家庭、貧困家庭等、特に支援が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた支援を充実させていきます。

6 施策の体系



7 量の見込み

子どもの数の将来推計

本町の子ども数の将来推計をみると、0歳～11歳の人口は減少傾向にあり、令和7（2025）年度では1,289人、令和11（2029）年度では1,219人と5年間で70人減少する見込みです。

単位：人

年度 年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	91	94	92	96	97
1歳	80	92	96	94	98
2歳	95	81	93	97	95
3歳	91	98	84	96	100
4歳	125	90	97	83	95
5歳	102	126	91	98	84
6歳	123	102	126	91	98
7歳	110	123	102	126	91
8歳	107	110	123	102	126
9歳	123	107	110	123	102
10歳	110	123	107	110	123
11歳	132	110	123	107	110
計	1,289	1,256	1,244	1,223	1,219

教育・保育の量の見込みと確保方策

町内には現在、乳幼児期の学校教育や保育を担う施設として、幼稚園（1園）、保育園（1園）を設置しています。各施設の特徴は下記の通りです。

施設名	対象	内 容
幼稚園	3～5歳	生涯にわたる人格形成の基礎を培うための幼児期の教育を行う施設。
保育園	0～5歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。
認定こども園	0～5歳	幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち地域の子育て支援も行う施設。



3号認定（1・2歳）は、令和9（2027）年度以降、見込み量が確保方を上回る見込みです。
ニーズを把握しながら、量の確保ができるよう、施設整備も含めた検討を行います。

【教育・保育の量の見込みと確保方針】

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み	82	81	70	71	72
	確保方針	82	81	70	71	72
	特定教育・保育施設 （幼稚園・認定こども園）	82	81	70	71	72
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み	232	228	198	202	203
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	28	27	24	24	24
	上記以外	204	201	174	178	179
	確保方針 特定教育・保育施設	232	228	198	202	203
3号認定 （0歳）	量の見込み	9	9	9	9	9
	確保方針	10	10	10	10	10
	②特定教育・保育施設	8	8	8	8	8
	③地域型保育事業	2	2	2	2	2
3号認定 （1・2歳）	量の見込み	106	103	114	115	116
	1歳児	44	50	52	51	53
	2歳児	62	53	62	64	63
	確保方針	111	111	111	111	111
	特定教育・保育施設	108	108	108	108	108
	地域型保育事業	3	3	3	3	3

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方針

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育事業	量の見込み（人）	144	144	137	139	140
	確保方針（人）	144	144	137	139	140
放課後児童健全育成事業	量の見込み（人）	282	271	278	264	260
	確保方針（人）	282	271	278	264	260
子育て短期支援事業	量の見込み（人日）	6	6	6	6	6
	確保方針（人日）	6	6	6	6	6
地域子育て支援拠点事業	量の見込み（人日）	2,907	2,916	3,070	3,135	3,168
	確保方針（人日）	2,907	2,916	3,070	3,135	3,168



区 分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時預かり事業	園 幼 型 稚	量の見込み（人日）	44	43	38	38	39
		確保方策（人日）	44	43	38	38	39
	幼 稚 園 型 以 外	量の見込み（人日）	2	2	2	2	2
		確保方策（人日）	3	3	3	3	3
		一時保育（幼稚園型を除く）	1	1	1	1	1
		子育て援助活動支援事業	1	1	1	1	1
		ファミリー・サポート・センター事業	1	1	1	1	1
病児・病後児保育 事業	量の見込み（人日）	79	79	75	77	77	
	確保方策（人日）	79	79	75	77	77	
子育て援助活動支 援事業（ファミリ ー・サポート・セ ンター）	量の見込み（人日）	153	153	153	153	153	
	確保方策（人日）	153	153	153	153	153	
利用者支援事業	基本型	量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
		確保方策（か所）	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
		確保方策（か所）	1	1	1	1	1
妊婦健康診査	量の見込み（人）	91	94	92	96	97	
	確保方策（人）	91	94	92	96	97	
乳児家庭全戸訪問 事業	量の見込み（人）	91	94	92	96	97	
	確保方策（人）	91	94	92	96	97	
養育支援訪問事業	量の見込み（人）	21	21	21	21	21	
	確保方策（人）	21	21	21	21	21	
子育て世帯訪問支 援事業	量の見込み（人日）	67	65	62	61	58	
	確保方策（人日）	67	65	62	61	58	
妊産婦等包括相談 支援事業	量の見込み（回）	273	282	276	288	291	
	確保方策（回）	273	282	276	288	291	
乳幼児等通園支援 事業	量の見込み（人日）	0歳児		28	29	28	29
		1歳児		25	29	30	29
		2歳児		23	19	21	23
	確保方策（人日）	0歳児		28	29	28	29
		1歳児		25	29	30	29
		2歳児		23	19	21	23
産後ケア事業	量の見込み（人日）	30	30	30	30	30	
	確保方策（人日）	30	30	30	30	30	

8 計画の推進体制

(1) 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「朝日町子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに量の見込みと確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に生かしていくものとします。

(2) 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制の構築・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。



第3期 朝日町子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行年月 令和7年3月
発者者 朝日町
編集 朝日町 子育て健康課
三重県三重郡朝日町大字小向 893 番地
TEL: 059-377-5652 FAX: 059-377-2790